

# 貴重な一票を大切にしましょう！

お問い合わせ／町選挙管理委員会  
☎581・2121 内線181・182へ。

## 宣誓書記入例

宣誓書(兼請求書)

|                 |                   |    |   |
|-----------------|-------------------|----|---|
| (ふりがな)          | よりの 太郎            | 性別 | 男 |
| 氏名              | 寄居 太郎             |    |   |
| 選挙人名簿に記載されている住所 | 寄居町大字 寄居1180-1    |    |   |
| 生年月日            | 明・大(昭)平 12年 3月 4日 |    |   |

該当するものを○で囲んでください。

|              |                                                       |    |
|--------------|-------------------------------------------------------|----|
| 期日前(不在者)投票事由 | ・職務又は業務(仕事、学業、地域行事の役員、家事)<br>・冠婚葬祭(本人又は親族、仲人・司会・手伝い等) | 1号 |
|              | (投票区外に) ・外出 ・旅行 ・滞在                                   | 2号 |
|              | ・病気 ・負傷 ・出産 ・身体障害(のため歩行困難)                            | 3号 |
|              | ・住所移転(のため、他の市区町村に居住)                                  | 5号 |

私は平成27年8月9日執行の埼玉県知事選挙の当日、上記の事由に該当する見込みであることを、公職選挙法施行令第49条の8(第52条)の規定により宣誓します。(併せて、投票用紙等を請求します。)

平成 27年 Δ月 Δ日

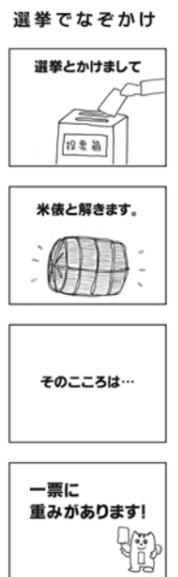
(宛先) 寄居町期日前投票所投票管理者  
寄居町選挙管理委員会委員長

| 事務処理欄 |     |    |    |
|-------|-----|----|----|
| 期日前   | 不在者 | 点字 | 代理 |
|       |     |    |    |

**点字投票**  
視力に障がいのある方には、点字器と点字投票用の投票用紙を用意してあります。投票所で投票管理者へ申し出てください。

**代理投票**  
身体の障がい等によって自分で文字を書くことができない方は、投票所で投票管理者へ申し出てください。投票所の代理投票補助者が本人に代わって、本人が指示した候補者氏名を記載します。この場合も通常の投票と同様に投票の秘密は守られます。

**投票には次のような方法もあります！**



**指定施設での不在者投票**  
都道府県の選挙管理委員会が指定した施設(病院・老人ホーム等)に入院・入所の方は、その施設で不在者投票ができます。お早めに各施設にお問い合わせください。  
なお、告示日の前でも投票用紙等の請求をすることができます。

**滞在地での不在者投票**  
国内での長期出張中等で投票日に投票所へ行けない方は、滞在する最寄りの選挙管理委員会です。投票の方法は、まず寄居町選挙管理委員会に直接、または郵送で投票用紙等を請求してください。請求に基づき郵送します。で、郵送された投票用紙等を持参して最寄りの選挙

管理委員会へ投票してください。郵送に日数がかかりますので、請求はお早めをお願いします。  
なお、告示日の前でも投票用紙等の請求をすることができます。

**郵便等による不在者投票**  
身体に重度の障がい等があり、投票所へ行くことができない方が自宅等で投票することができる制度です。この制度は、身体障害者手帳、戦傷病者手帳をお持ちで一定の要件に該当する方、または介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方が利用することができます。この制度を利用するには、「郵便等投票証明書」の交付を受けることが必要です。証明書の交付を希望する方は、お早めに町選挙管理委員会にお問い合わせください。

また、既に郵便等投票証明書をお持ちの方は、交付請求書に証明書を添えて選挙期日の4日前までに請求してください。期限を過ぎると郵便等による不在者投票はできませんのでご注意ください。

**寄附禁止のルール！**  
政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは法律で禁止されています。また、有権者が政治家に対して寄附を求めるとも法律で禁止されています。寄附禁止のルールを守り、政治家と有権者のクリーンな関係を保ち、明るい選挙を実現しましょう。

**選挙公報は新聞折込みで！**  
候補者の氏名、経歴、政見等を掲載した「選挙公報」は、新聞折込みの方法により配布します。新聞を購読されていない方は、町選挙管理委員会から郵送しますので、お早めにご連絡ください。  
なお、役場庁舎、用土・男衾連絡所等、町の主要な施設に備え置きます。

**ポスターは公営掲示場に！**  
知事選挙においても、立候補者が使用する選挙運動用ポスターは、公営ポスター掲示場に掲示されます。町の掲示場は、全部で10カ所設置されます。公営ポスター掲示場以外には、候補者が使用する選挙運動用ポスターを貼ることはできません。



## 投票日等の日程

|            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                     |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 選挙時登録の基準日  | 7月22日(水)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | <b>投・開票速報</b><br>投票速報/投票日の午前9時30分から午後10時30分まで<br>開票速報/投票日の午後10時30分から翌日の正午まで<br><b>☎0180・994・808</b> |
| 選挙期日の告示日   | 7月23日(木)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                     |
| 立候補の届出日    | 7月23日(木)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                     |
| 選挙期日(投票日)  | 8月9日(日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                     |
| 投票時間       | 午前7時～午後8時                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                     |
| 開票日時       | 8月9日(日)午後9時～                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                     |
| 開票場所       | 役場6階会議室<br>※今回の選挙では、選挙期日が総合体育館・アタゴ記念館の改修工事期間にあたるため、開票場所が変更となります。                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                     |
| 投票できる方     | 日本国民で次の2つの要件を満たす方です。<br>①平成7年8月10日までに生まれた方<br>②平成27年4月22日までに転入の届出等をし、引き続き寄居町の住民基本台帳に登録されている方                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                     |
| 寄居町から転出した方 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●埼玉県外に転出した方<br/>→投票できません。</li> <li>●埼玉県内の他市町村に転出した方<br/>→新住所地の選挙人名簿に登録された場合は、新住所地で投票してください。<br/>→新住所地の選挙人名簿に登録されていない場合は、寄居町で投票してください。ただし、寄居町の選挙人名簿に登録されていない方、および市町村を単位として2回以上住所を移転した方は投票できません。また、投票するためには「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」、または「住民票の写し」が必要です。これらの書類は、全国どこの市町村でも発行できます。</li> </ul> |                                                                                                     |

# 8月9日(日)は埼玉県知事選挙の投票日です！

**入場券を郵送します！**  
投票所入場券は、7月下旬に各世帯へ郵送します。連記式の入場券となっており、1通の封書に4人まで選挙人が記載されています。投票日にご自分の入場券を切り取って、記載してある投票所にお持ちください。  
なお、上記の「投票できる方」の要件を満たしている方で入場券の届かない方は、お早めに町選挙管理委員会までお問い合わせください。また、入場券を紛失したときは、投票日に所定の投票所で再交付を受けてください。

**こんなときは期日前投票・不在者投票を！**  
選挙は、有権者が投票日に自分で投票所に行き投票するのが原則です。しかし、当日仕事で投票所に行けない方、冠婚葬祭の主宰をする方、またはレジャーや買い物等の私用で投票日に投票区内にいない方、もしくは病気やケガ・妊娠等の理由で歩行が困難な方等(選挙当日にこのような事由が見込まれる方)は、投票日前に期日前投票、または不在者投票をすることができます。

**期日前投票所での投票**  
 ■期間/7月24日(金)から8月8日(土)まで  
 ■時間/午前8時30分から午後8時まで  
 ■場所/役場1階101会議室  
 期日前投票は、本人が期日前投票所へ出向いて投票してください(投票所入場券を持参してください)。  
 なお、期日前投票を行う場合は、投票日に入場券に記載された投票所で投票することができない事由が見込まれる旨を「宣誓書」に記入する必要があります。宣誓書は、期日前投票所(役場1階101会議室)に備え付けてあるほか、入場券の裏面にも同様の宣誓書(本誌7頁左上記入例参照)が記載されています。事前に記入して期日前投票所へお越しいただくと、受付が速やかに行えます。